

9. 居心地が良く歩きたくなる空間形成に対する予算支援 R2-

9-1. 官民連携まちなか再生推進事業

- 官民の幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォーム（P.123）を構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムの構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の人材の集うコミュニティの活性化と官民連携による持続可能なまちづくりにつなげ一層の都市再生を推進することを目的とした補助事業です。
- 「エリアプラットフォーム活動支援事業」と「普及啓発事業」の2つがあります。
- 「エリアプラットフォーム活動支援事業」は、「官民の多様な人材が集積するエリアプラットフォームの構築や、エリアプラットフォームにおけるエリアの将来像を示した未来ビジョン及び未来ビジョンに基づく実施計画の策定、未来ビジョンに定めた将来像の実現に向けた各種取組など、6つの事業（「①エリアプラットフォームの構築」「②未来ビジョン等の策定」「③シティプロモーション・情報発信」「④社会実験・データ活用」「⑤交流拠点等整備（国際交流創造施設、国際競争力強化施設）」）により構成されています。
- 「普及啓発事業」は、民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを、まちづくり活動に取り組んでいる又は取り組もうとしている者に普及啓発するために行う事業です。



参考：エリアプラットフォーム

- まちなかのにぎわい創出や多様な人材が集積した「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をはじめとする都市の魅力や国際競争力の向上を図るためには、官民のまちづくりに関する様々な主体が連携し、行政のまちづくりの方向性と取組、及び民間のまちづくりの方向性と主体的な取組、アイデアをもとに、一体的に取り組み官民連携によるまちづくりを進めるため、官民の幅広い関係者がエリアの将来像やまちづくりの方向性を議論・共有するための場（プラットフォーム）が求められています。
- エリアプラットフォームとは、以下の要件を満たす協議組織を指します。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（特別区を含む） ・まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者（専門人材等）及び団体の参画や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門人材（大学の有識者等） ・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に属する者 等
	必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
	国、関係都道府県、公安委員会、公共交通事業者等、都市開発事業を施行する民間事業者、独立行政法人、民間都市機機構、金融機関、建築物の所有者、管理者若しくは占有者、公共施設の整備若しくは管理を行う者 等	国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行、公共施設の指定管理者 等

9-2. まちなかウォークアブル推進事業

- 都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域における、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業です。

■ 事業主体等

- 交付金：市町村、市町村都市再生協議会
- 補助金：都道府県、民間事業者等 ※国費率はいずれも1/2

■ 施行地区

- ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、
- ②まちなかウォークアブル区域（周辺環境整備に係る事業を含む）

■ 対象事業

【基幹事業】

道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）



○ウォークアブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォークアブル区域を下支えする周辺環境の整備
例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等

○アイルベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備
例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

○滞在環境の向上

- 『滞在環境整備事業』を新たに基幹事業として創設
- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査
例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

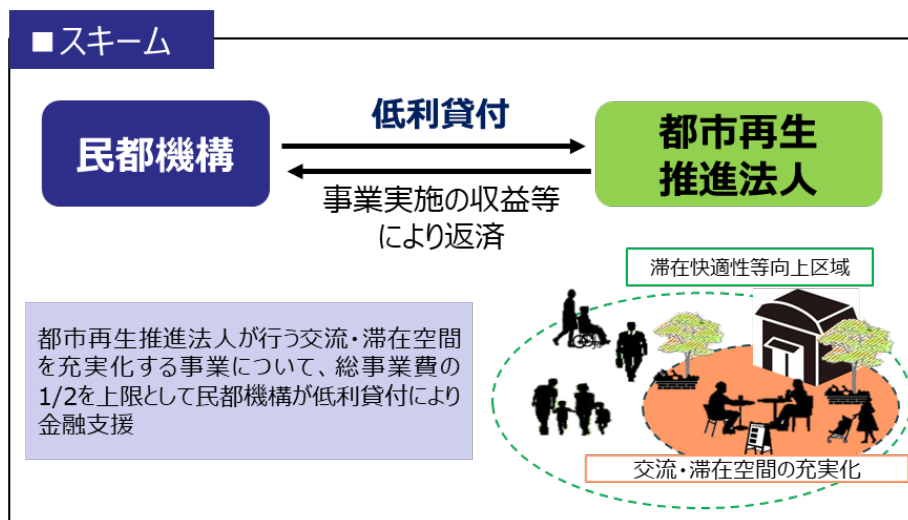
○景観の向上

- 景観資源の活用
例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美化化 等

※なお、駐車場やモニュメント等の整備のように、一体型ウォークアブル事業（P.80）の対象外の施設であっても、まちなかウォークアブル推進事業で整備可能な施設もあります。

9-3. まちなか公共空間等活用支援事業

- 都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により支援します。



■ 主な要件

- 支援対象：都市再生推進法人
- 支援対象事業：ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する事業
- 支援限度額：総事業費の1/2
- 貸付期間：最長20年
- 事業要件：
 - ・ 都市再生整備計画の区域内に定められるまちなかウォークアブル区域内で行われる事業であること
 - ・ 都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること

支援活動イメージ



賑わいあふれる交流・滞在空間形成のため、カフェ等の整備と併せて、広場におけるベンチの設置や植栽等を行う事業などを支援